

議事録（要旨）

会議の名称	令和元年度第1回羽曳野市障害者施策推進審議会	
開催日時	令和元年11月1日（金）午後1時45分～午後3時45分	
会 場	市役所別館2階研修室	
出席状況	出席	畑会長、淵岡副会長、松村委員、平井委員、國分委員、調子委員、麻野委員、鎌田委員、北山委員、真銅委員、石橋委員、谷口委員、佐野委員、水谷委員、小倉委員、森本委員、丸橋オブザーバー 以上 17名
	欠席	池谷委員、比奈本委員、石本委員、奥村委員 以上 4名
会議次第	1. 委嘱状交付（鎌田委員、平井委員） 2. 市長挨拶 3. 新任委員の紹介 <審議> 4. 第5期羽曳野市障害福祉計画および第1期羽曳野市障害児福祉計画における成果目標・見込量と実績について 5. その他	
資料一覧	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次第 ・ 第5期羽曳野市障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画における成果目標・見込量と実績【事前資料1】 ・ 障害者施策推進審議会委員名簿（令和元年10月4日現在）【当日資料1】 ・ 羽曳野市における当面する地域生活支援拠点等の整備について【当日資料2】 ・ 委員の質問・意見への回答【当日資料3】 ・ 配席図 	
事務局	保健福祉部障害福祉課	
会議経過		
【開会】 1. 委嘱状交付 2. 市長挨拶 3. 新任委員の紹介 <審議> 4. 第5期羽曳野市障害福祉計画および第1期羽曳野市障害児福祉計画における成果目標・見込量と実績について ○【事前資料1】「第5期羽曳野市障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画における成果目標・見込量と実績」に基づいて事務局から説明		

(会長)

地域移行というのは大きなテーマになっており、具体的に障害をお持ちの方が地域で暮らすということに関しては、やはり地域の方の受け入れ、地域での繋がりが、地域移行を促進するための大事な要因ではないかと思う。

障害のある方々が地域で生活することに対して、なかなか地域に出ることができないというハードルがあるが、そういうハードルを下げするため、何か地域での取り組みはあるのか。

以前もこの会議で、事業所の方が地域の住民さんと事業所の方に通われている利用者さんとの交流の場を設けて地域の中に受け入れる、理解が深まるような取り組みをされたというご報告もあったので、そういう取り組みがどれくらい地域で進んでいるのか。

(委員)

地域との交流という部分であれば小地域ネットワークの校区福祉委員会の事業があります。また、令和元年度の後半には施設に訪問しての交流会を計画しているところです。

(会長)

それぞれ校区福祉委員会さんの方で地域の施設の方の受け入れをするような取り組みを検討されていると思います。

ただ、やはり地域移行というとやはりハードルも高くなりますので日頃から市として、障害者施設さんと地域とが繋がりやすいようにサポートするなど、地域の自主性や施設さん側の働きかけだけではなく、災害時などは、それぞれ繋がらざるを得ない訳ですので、単なる地域移行だけではなく、施設であっても地域の中の一員、社会資源であるというような視点で是非ともそこを積極的に繋いでいくことが必要でないかと思います。

(障害の) サービスはすごく充実していてそれぞれはいいのですが、一番感じるのは地域から壁ができてきているような、サービスが充実すればするほど地域が必要なくなってしまう。

そのような壁を私は常に障害のサービスに対してすごく感じていますが、災害時とか或いは今の地域移行ということになると、すべて連動ということになるので、是非とも地域と繋がっていくという視点での働きかけ、多分、障害者計画の方では、そういう理念も掲げられていると思いますので、そのあたりの取り組みをより具体的にするにはどうしたらいいのかということを検討していただきたい。

(委員)

福祉就労から一般就労への移行について、就労移行事業所のうち就労移行率が3割以上の事業所を5割以上にするということですが、事業所間でなぜ移行率に差があるのか。

障害者さんのハンディキャップの面が大きいかも知れないが、移行プログラムをこなされて一般企業に就労されるときに一般企業への働きかけ方が弱いという問題があるのではないか。

若くして後天的に怪我をされて障害をお持ちで、なかなか就労ができていない人が多くおられるが、今後、介護者が高齢化されていく社会を迎える上で、そういう人たちが仕事を持って自立されるために、さきほど会長が言われたように地域移行というところも含めて、やはり一般企業に働きかけを積極的にされていくことが必要で、働きかけをされているのであれば具体的にどんなことをされている

のか。我々もできることがあるのか意見があればお伺いしたい。

(会長)

一般企業に対して、具体的にどのような働きかけが可能なのか、また、なされているか。

(事務局)

市独自で事業所の個々の状況については把握していませんが、就労移行の事業所をされています委員がおられますので事業の実態も含めてご講義いただければ、参考になるかと思っておりますのでお願いします。

(委員)

当事業所は、就労継続支援 B 型と就労移行支援の事業所です。多機能で実施しており、利用者さんの確保ができていないというところもあり、過去に一般就労された方は5名ほどです。

また、羽曳野市と松原市と藤井寺市の就労支援の事業所が集まって会議を行い、合同での訓練や面接の練習などを行っていますが、就労者を多く出している事業所さんに行けば、就労できるという安心感が、事業所間の差になっているのではないかと考えられます。

(会長)

一般企業が(障害者)雇用率が下がったときはペナルティを払うということではなく、どのような働きかけができるのか、いろいろな問題点があがってきたことに関して検討をしていただきたい。

(委員)

4 ページにあります就労継続支援 B 型の平均工賃、平成 30 年度は9事業所で 10,403 円とありますが1万円を達成できている事業所は9事業所のうちの何事業所か。

目標値が 11,300 円というところで結構、各事業所もハードルが高いが、各事業所もいろいろ自主製品を作り、工夫しながら利用者の工賃を上げる努力はしているところであるが、優先調達推進法の中で市の方から、より各事業所の方に仕事をいただけるような方法があるのではないか。

(事務局)

1万円以上の工賃を達成している事業所は4ヶ所です。1ヶ所が少し高い金額であったので平均してこの金額になったというのが現状です。

市としては、毎年、優先調達法に基づき「優先調達方針」を策定しております。また、各課に対しても優先調達推進法を利用して障害者の事業所を利用するという働きかけはしておりますが、なかなか現時点で調達には結びついていない状況です。

今後も各課には、優先調達の利用の呼びかけを行っていきます。

(会長)

お願いします。

(委員)

優先調達について、平成 30 年度における羽曳野市の優先調達の実績額と今年度の優先調達の予算を教えてください。

(事務局)

平成 30 年度の実績額は、2,217,332 円です。

予算については、特に優先調達法に基づいた予算という枠ではなく、各課の事業予算の中から優先調達を行い、障害者の事業所を利用した分を支払っているということになります。

5. その他

○【当日資料2】「羽曳野市における当面する地域生活支援拠点等の整備について」に基づいて事務局より説明

(事務局：説明内容)

第4期の計画年度中の整備を目標として達成できずにいた地域生活支援拠点等の整備について、第5期中の最終年度である来年度において、5つの機能のうち、緊急時の受け入れ対応についての整備を、平成 30 年度の報酬改定において特定相談支援事業所と障害児相談支援事業所の報酬の中で新たに加算が設けられたことを活用して、事業所が中心となって支援できる方向で検討をしていることを説明。

緊急時の受け入れ対応については、相談支援事業所だけではできないため、障害者が普段利用している短期入所の事業所等に連携を取っていただき、市の方でも事前に緊急支援の可能性のある利用者の把握を行い、必要に応じて新たなサービスの支給決定をするということも準備していく必要があると考えていることの説明を併せて行った。

具体的に行う内容は、市は地域生活拠点を整備するということを明確に規定した実施要綱を制定する。その要綱の中では、事前登録制の仕組みを作り、協力していただける事業所と協定も結んで連携体制をしっかりと取っていく。一方、それぞれの相談支援事業所には、運営規程の中で地域生活支援拠点等の拠点の一つだという規程を盛りこんでいただくことの検討をしていることを説明。

(会長)

内容は、緊急時に受け入れますと手を挙げられた事業所さんに相談支援事業所さんが繋ぐというような形なのか。

(事務局)

資料の下部に加算の種類と報酬単価がありますが、相談支援事業所がこの拠点としての加算を取るために運営規程の中で拠点としての機能を果たすことを明記する必要があります。

短期入所の事業所につきましては当然通常の緊急時の受け入れと、新たな報酬の内容とし緊急時に定員外の受け入れをした場合、定員オーバーは本来、減算対象になりますが、この場合は減算の対象にはならないのと、受け入れた場合に加算が他の入所者の一人に対して何単位という形で取れますという形の制度に平成 30 年度の報酬改定でされましたので、今回の考え方は、あくまでもこの報酬の枠組みの中で整理をしていくこととなります。

併せて、アンケートを各事業所にさせていただいた中で日中の事業所も大きく緊急対応に関わっている事例も実際にありました。しかし、そういうところは残念ながら報酬で算定するという仕組みはありませんが、そういうところにも協力していただき一緒にやろうということで、市の方としても協定を結んでいただき、連携体制をしっかりと組んでいきたいという形を考えています。

(会長)

具体的に要綱を見せていただかないと何かイメージが湧かないというか、とりあえず相談機能というところをまず相談支援事業所が担われるということでのいいのですか。

(事務局)

報酬との関係で言えば相談支援事業所としての仕事の一環という位置付けとなります。

(会長)

相談支援事業所の方から、何か追加の補足等がありますか。

(委員)

特定相談の事業所は、計画相談だけで結構手一杯なところがありますので、現状どのくらいまでできるのか。現実には、大変なのではないのかと思います。

(委員)

この事前登録制というところで、緊急度の高い障害者等というのはどのような方を想定されているのか教えていただきたい。

(事務局)

介護者が高齢化され、いつ病気で入院が必要となるかだけでなく、事故でお亡くなりになられて障害者だけになってしまう例なども含めてさまざまな例があると考えています。

そういう想定リスクがある方、または、その可能性の高い方を事前に把握をし、その上で事前に試行的に短期入所施設を利用していただき、受け入れ先にもその方の状況把握をしていただくことも可能と考えています。

実際に、どれくらいの方にそのような緊急度があるのか分からないのが実態ですので、改めて事前登録の中で、人数や個々の方の状況、緊急時の連携等、届出の中で、一定考えていただいて提出をしていただこう、そして、そういう中でいろいろと関連する事業所や市の職員も含めて協力できるようにしたいと考えているところです。

(会長)

使いながら明確になっていく、お試して使ってみるという仕組みも入れられるということで、親亡き後だけではなく、緊急時、災害時も含めていろんな形での手当てを検討しておくというのは非常に重要なことなので、しっかりと進めていただきたい。

(委員)

地域生活支援拠点等の整備というのは、基本的には要綱、規程、規則それから運営のマニュアルなどを整備することなのか。

(事務局)

施設として相談支援事業所や短期入所事業所など複合的な施設を作り、地域生活支援拠点という形で整備をするという方法もあり、大きな事業所が市内にあれば、そういう事業所に委託して拠点整備を行っているというところもあります。

しかし、本市にはそういうところがないため、いろいろと必要な事業所の連携体制を取るという形での面的整備を考えています。それを具体化するため、要綱で地域生活支援拠点の面的整備について明確に規定をしていこうということです。

(会長)

ありがとうございます

それでは本日の審議の方はこれで終了とさせていただきます

【閉会】